

令和元年5月8日現在

機関番号：34426

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03314

研究課題名(和文) 議会による委任立法統制制度の実効的運用に関する日英比較法研究

研究課題名(英文) Comparative law research on the U.K. parliament's effective operation of controlling over delegated legislation

研究代表者

田中 祥貴 (TANAKA, Yoshitaka)

桃山学院大学・法学部・教授

研究者番号：20398548

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、現代行政国家における広範かつ抽象的な立法権委任に基づく議会制民主主義の形骸化に、我が国が如何に対処すべきか、その方法論を探るべく、英国議会の憲法委員会を研究対象に設定し、比較法的視座から、我が国における有効な委任立法統制の制度設計・運用を検討するものである。本研究では、英国における「憲法保障の支柱」として、これまでに英国憲法委員会が重大な憲法問題である委任立法の問題に対して展開してきた一連の施策を精査することで、かかる専門委員会の実効性・有用性、さらに、我が国でも同様の専門委員会を創設する必要性を立証することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近年、我が国でも、働き方改革関連法・IR法・出入国管理法の審議過程において、立法権委任に基づく議会制民主主義の形骸化が大きな問題として取り上げられたことは記憶に新しい。現代行政国家において、委任立法は必然的な法現象といわれる。また、大規模自然災害が発生した際には、大幅な立法権が行政に委任されることが容易に推測される。平時・有事を問わず、如何なる状況においても、議会統制の喪失によって国家権力が濫用されないように、この委任立法統制の仕組みを構築することは不可避である。本研究では、英国議会の経験知から示唆を得て、その方法論の一つを研究成果として提示することができたといえる。

研究成果の概要(英文)：This research focuses on the comparative study of the constitution committee in the U.K. and considers the useful institutional design and operation in Japan for the purpose of examining how we should cope with the problem of losing substance of the parliamentary democracy by delegating broad and abstract legislative powers to the government in the modern administrative state. This research verifies the effectiveness and the usefulness of the U.K. constitution committee that implements vigorous measures regarding controls over delegated legislation as "a pillar of constitutionalism" and the necessity to establish such an expert committee in Japan as well.

研究分野：憲法学

キーワード：委任立法 英国議会 上院 参議院 憲法保障 行政統制

1. 研究開始当初の背景

我が国では、憲法上、国会を「唯一の立法機関」(憲法 41 条)と規定するものの、実際の立法は行政府の手に委ねられている。現代行政国家において、法案の起案・審議・確定の一連の過程を国会のみで処理することには限界がある。国家機能が複雑化・多様化した現代では、金融・経済・医療・教育・社会福祉・社会保障・公衆衛生等のあらゆる政策分野で行政的介入が余儀なくされている。このような現代型の立法に関する特徴として、毎年成立する法律の大半が内閣提出によるものであること、また、法律の具体的内容は行政命令に委任されていることが挙げられる。この点で、内閣提出による法案は少なくとも国会審議を経るものの、他方で、行政に委任された立法事項は国会審議を経る必要すらないことが極めて重大な問題となる。

近年、我が国でも、働き方改革関連法・IR 法・出入国管理法の審議において、法案の中身がまったく具体性を持たず、法案の具体的内容がほとんど行政の政省令に委任されており、国会での実質的審議ができないとの問題が大いに批判されたことは記憶に新しい。まさに立法権が行政府に過度に委任されていることで、我が国の議会制民主主義は形骸化の一途を辿っている現状は否定し得ない。さらに、我が国の国会は、かかる現状になんらの有効な対応策を講じることもできずにいるのである。

2. 研究の目的

本研究は、かかる我が国の議会制民主主義の形骸化を是正するため、行政に対する立法権委任に議会統制の機会を担保する方法論を検討することにある。すなわち、行政主導の立法過程、延いては、行政府による政治支配状況の克服を目的としている。議会制民主主義を原則としながら、国会で審議される法案には具体的規範内容が伴わないため、実質的な審議は空洞化し、法規範の実体は立法権を委任した以後に行政官僚の手によって策定される。しかも、その行政命令には、事後的な国会の統制はまったく及んでいない。確かに、非常に錯雑とした予測不能な現代社会において、あらかじめ全てを法案に規定することは不可能であり、また適切でないとの見解は否定し得ない。しかしそうであるなら、せめて行政府が制定した委任立法について、事後的なチェックを行うことが「唯一の立法機関」である国会の責務として求められるだろう。それがなければ、この社会は治者と被治者の自同性に立脚する民主主義原理を放棄したことになる。事後的議会統制を通じて、我が国の法規範定立という局面において抑制均衡及び民主制原理を担保するのである。本研究の目的は、かかる委任立法に対する事後的議会統制のあり方を調査・分析し、我が国での制度設計の方法論を構築することに存する。

3. 研究の方法

かかる委任立法に対する事後的議会統制という文脈において、世界で最も進んだ取組をしているのが英国議会といえる。英国では、長年に亘りこの問題を重大な憲法問題と捉え、就中、21 世紀以降の議会改革の中で、委任立法を監督・統制する専門委員会の多様化・実質化によって、議会の統制機能を飛躍的に向上させてきた。本研究は、その英国議会の経験知を参考にしながら、我が国の委任立法への議会統制の枠組構築に向けた理論的及び制度的研究を遂行するものである。具体的には、英国議会の統制に関するこれまでの経緯及び現状の調査、制度設計及び制度運用の分析、それらを踏まえた課題と展望を検証し、我が国が如何なる制度構築を目指すべきかを比較法的視座から検討を加えるものである。そのために、英国法専門のデータベースから文献知を収集し、また、英国議会委員会の専門委員や研究者から情報提供を受け、数多くの貴重な議会資料を入手することで、詳細な制度分析・調査を実施することができた。

4. 研究成果

以上の比較法研究を通じて、英国議会における委任立法統制の現状について、多くの貴重な情報を収集・分析することができた。英国議会内では、委任立法の統制に関して、憲法委員会 (constitution committee)、制定法的文書合同委員会 (Joint Committee on Statutory Instruments)、第二次立法審査委員会 (Secondary Legislation Scrutiny Committee)、委任権限・規制改革委員会 (Delegated Powers and Regulatory Reform Committee) を中心とする数多くの専門委員会が有機的に関与していることが明らかとなった。詳細な分析を行うには対象があまりに広範囲に亘るため、本研究では、その中でもとりわけ重要度の高い憲法委員会に研究対象を絞り込んだ。その結果として、現在、英国社会で当該憲法委員会は、「憲法保障の支柱」と評価され、「憲法の守護者」としての上院の位置づけを実質化する不可欠要素を構成しており、

かかる憲法保障の一環として、議会制民主主義を形骸化させるがゆえに重大な憲法問題とされる委任立法の問題に精力的に取り組んでいる現状を確認することができた。さらに、実際に、この憲法委員会の設立背景・経緯、制度枠組、制度運用、現状の課題と展望を検討することで、かかる専門委員会の実効性・有用性、さらに、我が国でも同種の専門委員会を設立すべき必要性を立証することができ、その研究成果は、拙稿「英国憲法保障における憲法委員会の意義」ウエストロー・ジャパン総合法政策研究会誌 2号 1頁以下において公表している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 6件)

田中 祥貴「立法の委任 - 委任の範囲」憲法判例百選 [第7版](別冊ジュリスト)(2019年、有斐閣) 査読無

田中 祥貴「英国憲法保障における憲法委員会の意義」ウエストロー・ジャパン総合法政策研究会誌 2号 1-25頁 <https://www.westlawjapan.com/WJLR/sougou/02/> (2019年) 査読有

田中 祥貴「法律の委任規定の明確性」行政判例百選 [第7版](別冊ジュリスト)94-95頁(2018年、有斐閣) 査読無

田中 祥貴「地方議会議員への嚴重注意処分を公表した議長の名誉毀損行為に対する損害賠償請求が司法審査の対象になるとした事例」新・判例解説 watch(法学セミナー増刊)22巻 17-20頁(2018年、日本評論社) 査読無

田中 祥貴「地方議会の内部自律と部分社会の法理」ウエストロー・ジャパン「判例コラム」2018年5月24日 133号 <http://www.westlawjapan.com/> (2018年) 査読無

田中 祥貴「参議院の憲法的定位」桃山学院大学総合研究所紀要 42巻 2号 1-22頁 <https://stars.repo.nii.ac.jp/> (2016年) 査読無

〔学会発表〕(計 0件)

〔図書〕(計 2件)

田中 祥貴ほか、門田孝、井上典之編『憲法の理論とその展開』(2017年、信山社)257-277頁(担当執筆)

田中 祥貴ほか、安藤高行編『新エッセンス憲法』(2017年、法律文化社)190-212頁(担当執筆)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計 0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6．研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。